

愛知県まん延防止等重点措置

まん延防止・第4波の抑制に向け 県民・事業者の皆様へのメッセージ

愛知県では、3月21日の本県独自の厳重警戒措置の解除後、感染の再拡大と第4波を防止するため、名古屋市内において酒類を提供する飲食店等に午後10時までの営業時間の短縮要請などをお願いするとともに、ワクチン接種体制整備の加速や医療提供体制の更なる強化など、感染防止対策に取り組んで参りました。

しかし、新規陽性者数は、3月後半から徐々に増加しており、7日間平均値で3月25日には50人を上回り、ステージⅠからステージⅡになり、4月13日には160人を超え、ステージⅢとなっています。7日間平均の入院患者数も4月15日には300人を超える水準となり、第4波に入っていると認識しております。

変異株の広がりも含め、全国的に感染が再拡大し、4月5日には宮城県、大阪府及び兵庫県、4月12日には東京都、京都府及び沖縄県に「まん延防止等重点措置」が適用され、期間・区域、業態を絞った集中的な対策が行われております。

このような状況の中、本日、国において、愛知県、埼玉県、千葉県、神奈川県に対し、「まん延防止等重点措置」の適用が決定されました。

このため、本県では、国の基本的対処方針に基づき、下記により重点措置を講じることとし、名古屋市内の飲食店等に対しては午後8時まで、名古屋市以外の地域には午後9時までとする営業時間の短縮要請など、更なる感染防止対策の徹底をお願いすることといたします。

県民・事業者の皆様、医療関係者、市町村等関係機関、一丸となって、心を一つにワン愛知で、この第4波を抑制、克服し、一日も早く日常を取り戻していくため、引き続き、ご協力をお願いいたします。

- 1 実施区域 愛知県全域
- 2 実施期間 4月20日（火）から5月11日（火）までの22日間
- 3 要請事項 別紙「愛知県まん延防止等重点措置」のとおり

2021年4月16日

愛知県知事 大村 秀章